義煕土斷における劉裕の政治的意圖
――僑豫州および僑淮南郡の實土化をめぐって――

小尾孝夫

はじめに
一、「軍郡」の分析
二、義煕土斷前後の僑豫州
（一）東晉時期における僑豫州の位置と義煕土斷
（二）義煕土斷と僑豫州
①舊揚州（江淮地域）僑在の諸僑郡
②丹陽郡域・宣城郡北邊域（于湖周邊）僑在の諸僑郡
――襄城郡・上黨郡の沿革と淮南郡への整理・統合――
三、僑豫州および僑淮南郡の實土化と劉裕の對州鎮政策
おわりに

はじめに

從來、東晉末の義熙九年（四一三）に、劉裕（後の宋武帝）によって實施されたいわゆる義熙土斷は、晉宋革命の直前に行われた大規模土斷であることから、劉裕の權力基盤强化と關わる重要な施策として注目され、その土斷の意味については様々な意見が提出されてきている。(1)

義熙土斷の實施目的という點に絞って言うならば、劉裕の來る第二次北伐（義熙十二年敢行）に備え、諸役負擔民の增加を意圖してなされたとの見方が有力であるが、どのような戸籍改革が行われたかという問題になると、各自の黄白籍についての理解の差が大きく影響し、現在にいたるまで、なお統一的見解を得られていない。(2)

いま、黄白籍を如何に理解するかという問題はひとまず措き、土斷そのものについて言えば、土斷が、編戸や僑戸の把握强化とその整理を狙った施策であったことは疑いのないところであり、加えて、土斷には、多くの場合、行政區分の整理（僑郡縣併省）をともなったことは看過されてはならない。

この土斷における行政區分の整理という點に着目した際、義熙土斷の實施狀況について局地的ではあるが、初めて本格的に分析したのは、安田二郎氏であった。安田氏は、その考究のなかで、廣陵郡域と晉陵郡域における僑郡縣併省の分析から、當該土斷の懸案「唯だ徐兗青三州の晉陵に居る者、斷例に在らず」（『宋書』巻一武帝紀）なる措置に關わる晉陵郡域上に僑立されていた諸州僑郡縣の大半が、義熙土斷後も依然として無實土の狀態にあったことを確認している。(3)

またその後、中村圭爾氏は、揚州における土斷の實施狀況の分析と、義熙土斷實施時の晉陵郡域になされた「不在斷例」の史實とから、對揚州土斷に、江南內地の流民は經濟基盤の强化のために土着編戸化するとともに、長江沿岸（晉陵郡等）の流民は軍事力量化するという二つの方策があったことを指摘している。(4)

かつての義熙土斷に關わる研究を反省的に振り返るならば、これまでの研究にあっては、兩氏が試みたような土斷の實

施狀況の確認や、土斷實施時における地域的差異について考慮した分析が十分に行われてこなかったと言えよう。

他方で、夏日新氏は、東晉時期の僑州郡縣と土斷について述べるなかで、義熙土斷の顯著な特徴として、流民集團がもつ宗族鄕里の紐帶を重視したそれまでの僑州郡縣設置の理念から離れ、もとの僑州郡縣の組織系統を亂す形で多くの僑郡縣を併省している點、そして劉裕が京口地區の僑民を土斷の對象とせず兵源として維持し、京口集團によって全國を支配しようとしていた點を擧げ、この義熙土斷による僑州郡縣の整理が、京口集團以外の僑州郡縣の力量を弱め、各地の割據勢力に打擊を與えたと指摘する。[5] 氏は義熙土斷の實施狀況の分析にあたっては數例を取りあげるのみで、それ以上の自說の檢證を行ってはいないが、この義熙土斷に各地の勢力の力を削ぐ意圖があったことを示唆する指摘は、當該土斷實施に込められた、編戶・僑戶の把握を强化することとは別の劉裕の思惑を考える際、看過し得ない重要なものであると思われる。

そこで本稿では、上述の安田、中村兩氏の方法と視點を踏まえ、義熙土斷について、兩氏よりも廣い地域から分析し、それを行政區分の整理の影響を直接受ける州鎭との關わりから考察することで、夏氏が示唆するに止めたこの施策實施の背後にある劉裕の政治的意圖について改めて考究してみたい。

その際、『宋書』・『南齊書』に散見する「軍郡」なる語句が、我々にこの問題を考える一つの手がかりを與えてくれるように思われる。まずは、この「軍郡」の檢討から始めてみよう。

一、「軍郡」の分析

この「軍郡」という語句については、これまで、『宋書』卷九七夷蠻・倭國傳の「（元嘉）二十八年、使持節・都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事を加えらる、安東將軍は故の如し。幷びに上る所の二十三人を軍郡に除す」という記述が、日本史硏究者に注目され、藤間生大氏、坂元義種氏らにより、この「軍郡」を將軍號と郡太守の略稱と解する說が出され

ている。(6)

この倭國傳の「軍郡」については、これまでの研究史を改めて整理し直したうえで論ずる必要性があること、また、當該「軍郡」が、朝貢國下の臣下に除授された官位であるという特殊な問題をもはらむことから、ここで他の「軍郡」の事例と併せて論ずることは避けたい。そこで、本稿では、倭國傳の「軍郡」の検討はひとまず措き、倭國傳以外の事例では、他の見方も成り立つことを別の角度から検證してみたい。

なお、以下分析する官歴記載上の「軍郡」の事例については、すでに坂元氏が網羅的に紹介しているが(7)、氏が見落とした一例を加えたうえで、再度検討していく。最初に、①『宋書』巻一武帝紀の事例から見てみよう。

① (隆安五年) 八月、高祖を以て建武將軍・下邳太守と爲し、水軍を領し追討して鬱洲に至らしむ、復た大いに (孫) 恩を破る。…(中略)…元興元年正月、驃騎將軍司馬元顯 西のかた荊州刺史桓玄を伐たんとするに、玄も亦た荊楚の大衆を率いて、下りて元顯を討つ。元顯 鎭北將軍劉牢之を遣わし之を拒ましむ、高祖 其の軍事に參ず。溧洲に次す。玄 至れば、高祖 之を擊たんことを請うも、許さず、將に (牢之) 子敬宣を遣わし玄に詣り和を請わしめんとす。高祖 牢之の甥東海の何無忌と竝びに固く諫むるも、從わず。遂に敬宣を遣わし玄に詣らしむ。玄 京邑に剋ち、元顯を殺し、牢之を以て會稽內史と爲す。…(中略)…牢之 叛走し自ら縊して死す。…(中略)…桓玄の從兄脩撫軍を以て丹徒に鎭し、高祖を以て中兵參軍と爲す、軍郡は故の如し。…(中略)… (二年) 六月、高祖に彭城內史を加う。(傍線：筆者)

東晉末の隆安五年 (四〇一) 八月、劉裕は、建武將軍・下邳太守に任命され、水軍を率いて妖族孫恩らを追討し擊破する。折しも、中央政府の司馬元顯 (會稽王道子世子) は、荊州刺史桓玄 (譙國龍亢) の討伐を圖る。それに對し、桓玄は、「荊楚の大衆」を率い、建康に攻め上る。元顯は、北府 (主として京口：現江蘇鎭江) の棟梁・劉牢之 (彭城) に桓玄討伐を命じていたが、牢之の裏切りにより、あっけなく玄に誅殺される。當の牢之も會稽內史に左遷され、再び桓玄に反旗を翻す

も失敗、失意の下に自殺する。そして牢之亡き後の北府には、桓玄の従兄桓脩が出鎮した。その際、桓脩は、劉裕を己の中兵參軍に任命した外、引き續き、「軍郡」を一任している。これが、「故の如し」とあることからも、劉裕の前任官を指し示し、舊來指摘されているように、これを建武將軍・下邳太守の略稱と解することもここでは一見可能なようにも思える(8)。しかしこの際注意すべきは、郡太守が、下邳の太守であることである。當該時期、北中國の舊郡下邳は、いまだ南燕との境界域にあったこと、また北府京口の幕佐が、平時に北方の舊郡の太守を兼領することはまずないことなどから(9)、この劉裕太守就任の下邳が、舊郡のそれではなく、晉陵郡域上僑置の無實土の僑下邳郡であったことを確認し得るのである。

それでは、次に②『宋書』巻四七劉敬宣傳の場合を見てみよう。

② 元顯 號を後將軍に進められ、敬宣を以て諮議參軍・加寧朔將軍と爲す。(隆安)三年、孫恩 亂を爲し、東土 騷擾す。牢之 自ら東討せんことを表し、軍 虎疁に次す。賊 皆死戰すれば、敬宣 騎を以て南山に傍い其の後に趣かんことを請う、呉賊 馬を畏れ、又首尾の敵を受くるを懼れ、遂に大敗す。進みて會稽を平らぐ。尋いで臨淮太守を加えられ、後軍の從事中郎に遷る。…(中略)…元顯 號を驃騎に進められ、敬宣 仍りて隨府して轉ず、軍郡は故の如し。…(中略)…尋いで號を輔國將軍に進められ、餘は故の如し。(傍線：筆者)

これも、①同樣、東晉末のことであるが、司馬元顯の後將軍府の諮議參軍・加寧朔將軍であった劉牢之の子敬宣は、隆安三年、孫恩討伐に從軍し、會稽方面を恢復した功績により、臨淮太守をも除授される。その後、司馬元顯の後將軍府の從事中郎に就任、尋いで、元顯の驃騎將軍への進號にともない隨府して、驃騎府の從事中郎となり、「軍郡」を繼續して委ねられている。その際、ここでも劉敬宣が太守に就任した臨淮郡が、晉陵郡域上僑置の無實土の僑臨淮郡であることは見落とされてはならない(10)。

なお、ここで注意が必要なのは、結果、驃騎府へ隨府後の敬宣の肩書きが、「驃騎府從事中郎・臨淮太守」になるからといって、この時、將軍號(寧朔將軍)を兼ねていなかったことにはならないことである。列傳の官歴記載上、將軍號が

省略されることはよくあることであり、これは、①の場合においても同様である。

續けて③『宋書』巻四七劉懷肅傳の場合について。

③　通直郎に除せらる、仍りて輔國將軍・淮南歷陽二郡太守と爲る。（義熙）二年、又劉毅の撫軍司馬を領す、軍郡は故の如し。義功を以て東興縣侯・食邑千戸に封ぜらる。（傍線：筆者）

この場合も東晉末のことである。輔國將軍・淮南歷陽二郡太守であった劉懷肅（彭城、劉裕從母兄）は、義熙二年（四〇六）、當時豫州州鎮を束ねた劉毅（彭城沛）の「撫軍司馬」を授けられるとともに、引き續き「軍郡」を擔當している。實はここでも、郡太守に無實土の僑郡が關係しているのである。すなわち、この淮南・歷陽二郡の內、歷陽郡は、長江を挾んで要鎮姑孰（現安徽當塗）の對岸に存した揚州管轄下の實郡であるのに對して、淮南郡は、『宋書』巻三五州郡志一揚州刺史・淮南太守の項に、

其の後 中原亂れ、胡寇 屢々南侵すれば、淮南の民 多く南度す。成帝の初め、蘇峻・祖約 亂を江淮に爲す、胡寇 又大いに至り、民の南し江を度る者 轉た多し、乃ち江南に於いて淮南郡及び諸縣を僑立す。晉末 遂に丹陽の于湖縣を割きて淮南境と爲す。

と見えるように、東晉期、南下し長江を渡った舊淮南郡民のために于湖を中心とした丹陽郡域に僑置され、晉末とあるが、おそらく義熙九年の土斷時まで無實土の狀態にあった僑郡なのである（後述）。然らば、いままでの事例を踏まえ考えてみると、この「軍郡」は、無實土僑郡をあらわす語句であり、ここではその太守を意味しているものと理解するのがより自然ではあるまいか。すなわち、③事例の「軍郡は故の如し」とは、劉懷肅が、義熙二年に劉毅の撫軍府司馬に就任するとともに、その際、淮南太守を引き續き委ねられていたことを傳えているものと考えられるのである。

この點、坂元氏が引用していない④の事例でも檢討してみよう。『南齊書』巻三〇桓康傳に、

④　後軍將軍、直閤將軍、南濮陽太守に除せられ、寧朔は故の如し。建元元年、吳平縣伯、五百戸に封ぜらる。輔國將

軍、左軍將軍、游擊將軍に轉じ、太守は故の如し。…（中略）…虜動けば、康をして行かしめ、假節となす。尋いで冠軍將軍に進めらる。（建元）三年春、淮陽に於いて虜と戰い、大いに之を破り、兵を進め攻めて虜の樊諧城を陥る。…（中略）…明年、康を以て持節・督青冀二州東徐の東莞琅邪二郡朐山戍北徐の東海漣口戍諸軍事・青冀二州刺史と爲し、冠軍は故の如し。世祖卽位するや、驍騎將軍に轉じ、前の軍郡に復す。（傍線：筆者）

と見える。いままでの事例が、東晉末、隆安・義熙年間のものであるのに對し、これは、南朝南齊時期のものである。南齊の初代高帝が死去し、二代目武帝が卽位した際（四八二）、持節・督青冀二州東徐の東莞琅邪二郡朐山戍北徐の東海漣口戍諸軍事・青冀二州刺史、冠軍將軍として外任にあった桓康（北蘭陵承）は、中央軍武官の驍騎將軍に轉任のうえ、「前の軍郡に復し」たという。この際、中央軍武官の驍騎將軍は、內號將軍なので在京の官位であり、兼任する「前の軍郡」は、外任時の肩書きであろうはずはなく、青冀二州刺史以前のそれ、すなわち、「輔國將軍、左軍將軍、游擊將軍に轉じ、太守は故の如し。…（中略）…尋いで冠軍將軍に進めらる」のなかで考えられなくてはならないはずである。この外任以前の任官に關する記述の前半部分は、恐らく建元元年（四七九）から二年初にかけての間に除授された少なくとも二回分の官位を一つに纏めて記しているものと推察され、いささか難解である。

ちなみに、輔國將軍は外號將軍、左軍將軍と游擊將軍は、內號將軍であり、この時期、加官として用いられつつあった外號將軍と、中央軍武官である內號將軍とを同時に兼ねる例が多く散見することと、(11)內號將軍も次第に散官化しつつあったとはいえ、この時期、基本的に同時に二つの內號將軍を兼ねることはまずないことなどから、「輔國將軍・左軍將軍」→「游擊將軍に轉じ、太守は故の如し」への流れがひとまず思い浮かぶ。加えて、「太守は故の如し」とあるので、「輔國將軍・左軍將軍・南濮陽太守」→「游擊將軍・南濮陽太守」の任官の流れが續いて推測されよう。その際、後に「尋いで冠軍將軍に進めらる」とあるので、ここでは、輔國將軍を兼ねていたと考え「輔國將軍・游擊將軍・南濮陽太守」であったと見なして良い。そして、この「前の軍郡」は、そのあとの任官「冠軍將軍・游擊將軍・南濮陽太守」のなかで考えられな

くてはならないことになる。

そうすると、「軍郡」を將軍號と郡太守の略稱として考えた場合、內外にわたる二つの將軍號を「軍」一文字で表示していることになるが、そのような理解にはいささか違和感を覺える。加えて、內號將軍の驍騎將軍に就任しながら、同質の中央軍武官・游擊將軍をも兼ねるということは、この時期の就任形態の原則（同時に二つ以上の內號將軍を兼任しない）から考えて、まずあり得ない。

それでは、南濮陽太守は如何。實は、南濮陽郡は、元嘉八年（四三一）に南徐州下に統屬することになる晉陵郡域上僑置の無實土僑郡の一つであって、ここでも、「軍郡」の事例に無實土の僑郡が關係しており、この「軍郡」なる語句が、無實土僑郡をあらわす語句であり、ここではその太守を指し示していることを強く示唆するのである。[12]

以上、正史中に散見する官歷記載上に登場する「軍郡」について檢討を加えてきた。確認するすべもないため、現在のところ、この「軍郡」を制度的な用語とまで見なすことは避けたいが、以上の分析からは、當該「軍郡」を無實土の僑郡をあらわす語句として理解することも許容されるように思われる。いま、「軍郡」の事例で確認された無實土僑郡を擧げると、①下邳郡、②臨淮郡、③淮南郡、④南濮陽郡、となる。

實は、これら無實土の僑郡は、西晉末、永嘉の亂を契機とする北中國の動亂にともない、南中國に渡った膨大な流民のために設けられたものなのである。ちなみに、建康（現江蘇南京）附近では、建康以東の晉陵郡域、および、建康西方の、當時長江の渡し場として重要な位置にあった姑孰以南の丹陽郡域・宣城郡北邊域が、彼ら流民の主要な集住地となっていた。[13]ここで改めて注目されるのは、下邳、臨淮、南濮陽は前者に、淮南は後者に設けられた僑郡であることである。また、この「軍郡」なる語句が、晉陵郡域の場合、南朝期に至っても確認し得るのに對し、姑孰以南の丹陽郡域・宣城郡北邊域の場合には認められなくなることは見逃されてはならない。この背後には、土斷、すなわち、東晉末の義熙九年に劉裕主導で實施された義熙土斷が何かしらの影響を與えているように思われる。次章では、この問題について一考を加えてみる

ことにしたい。

二、義熙土斷前後の僑豫州

ところで、これら建康周邊設置の無實土の僑郡は、いったいどのような理由で「軍郡」と稱されたのであろうか。この問題を考える際、一つヒントになると思われるのが、東晉南朝期におけるこれら無實土の僑郡下にあった僑民らの軍事上の位置である。東晉期において、晉陵郡域に流入した僑民が、北府京口の兵として活躍したことは夙に田餘慶氏によって指摘されているし、南朝期に入ってからも、當僑民を中心とする南徐州の僑舊民丁が、中央軍の兵として依然として政局を左右する軍事的重要位置にあったことは、筆者自身かつて論じたことがある。(14)

また、于湖を中心とする丹陽郡域およびそれと界を接する宣城郡の北邊域に僑居した流民もまた、東晉時代、主として豫州州鎮の兵として、こちらも北府のそれに劣らず軍事的に要たる位置にあったと考えられ、こうした建康周邊の無實土僑郡下僑民が軍事的に重要な位置にあったことと、この「軍郡」なる呼稱とが密接なる關係を有していたことが想起されるのである。かかる想定を踏まえ、本章では、義熙土斷の後、「軍郡」の事例が見られなくなる于湖を中心とする丹陽郡域・宣城郡北邊域と密に關わる當該時期の僑豫州を中心に考察してみたい（以下、地圖Ⅰ・地圖Ⅱを適宜參照されたい）。

（一）東晉時期における僑豫州の位置と義熙土斷

豫州は、『宋書』巻三六州郡志二南豫州刺史の條によれば、

宋武帝 河南を開拓し、豫土を綏定せんと欲し、（義熙）九年、揚州の大江以西・大雷以北を割きて、悉く豫州に屬せしむ、豫の基址 此に因りて立つ。

とあり、劉裕が、後秦を滅ぼして河南を開拓し、（南）豫州の地を安んじ定めんとして、義熙九年、舊揚州の長江以北

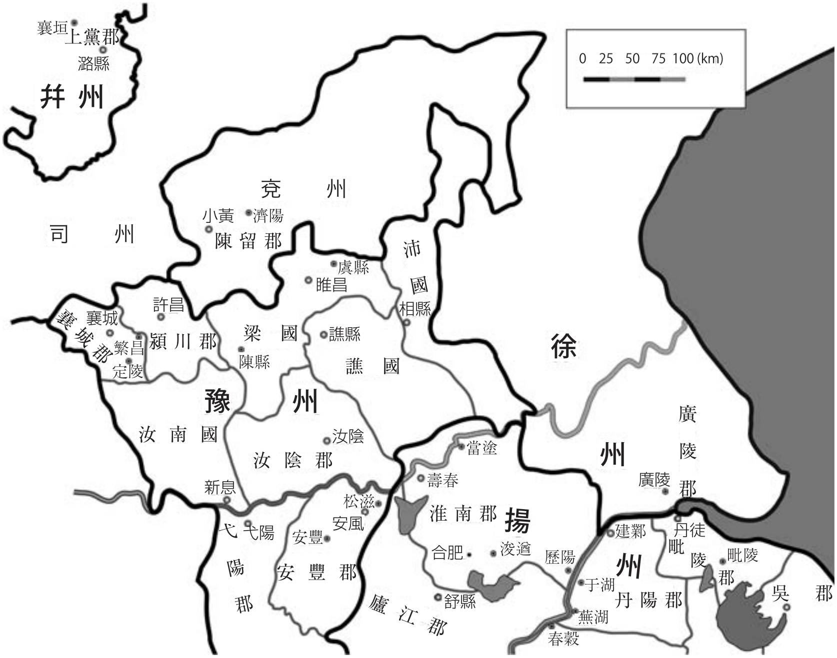

地圖Ⅰ　西晉太康初豫州揚州關係略圖
（譚其驤主編『中國歷史地圖集』中國地圖出版社、一九八二年、第三册を基に作製）

（歴陽・廬江・淮南）、大雷（現安徽望江）北東の地を豫州に改屬し、初めて實土化される。その際、豫州の實域には、舊豫州下における弋陽・安豐・西陽の郡域も含められたものと想定される。

　實は、從來あまり注意されてこなかったが、中村氏の述べる如く、東晉時代、豫州都督・將軍府は、歴陽（現安徽和）、蕪湖（現安徽蕪湖）、姑孰等に置かれ、北府京口とならび西府と稱されることもあった建康西方の軍事上の要であった(15)。東晉後期、桓玄は簒奪に及ぶまで豫州刺史を兼ねていたし、東晉末には、劉裕のライバル劉毅が出鎭し、この豫州を基盤に、裕に對抗する。『南齊書』巻一四州郡志上豫州條には、

　義熙二年、劉毅復た姑熟に鎭す。上表して曰く、「任を此の州に忝くす、地 曠と爲さず、西界 荒餘し、寇虜に密邇たり、北垂は蕭條とし、土氣は彊獷にして、民は義を識らず、唯だ戰いのみ是れ習う。逋逃 不逞、謀らずも日ごとに會う。比年以來、月として戰わざるは

地圖Ⅱ　義熙土斷後豫州揚州關係略圖
（譚其驤主編『中國歷史地圖集』中國地圖出版社、一九八二年、第三册・第四册を基に作製）

無し、實に空乏の能く獨撫する所に非ず。請うらくは輔國將軍張暢に淮南・安豐・梁國三郡を領せしめよ。」と。

時に豫州の邊荒、至（まこと）に乃ち此の如し。

と見え、義熙二年、劉毅の刺史就任時、豫州がかなり荒廢していたことを傳えている。

實態はともかくとして、その後、劉毅は徐々に力を蓄えていったようである。義熙六年、折しも劉裕の北伐中を狙って、孫恩の殘黨を率い廣州より攻め上ってきた盧循（孫恩妹壻）が、江州刺史何無忌（東海郯）を打ち破り、建康に近づきつつあったが、劉裕は、迎え撃とうとする劉毅に對して、己の到着を待って出陣するよう勸める。しかし、裕にライバル心を剝き出しにする劉毅は、この制止を聞かず出兵する。この時、劉毅は二萬の水軍を率いて姑孰を發したという。その後、毅は敗退、劉裕によって盧循は討伐される。決定的な失敗を犯した劉毅に對して、豫州刺史留任のうえ、江州の都督權をも付與し、まもなく荊州刺史を委ねるという寬大な態度を示した劉裕であったが、その後まもなく劉毅討伐を敢行する。[16]『晉書』卷八五劉毅傳には、劉裕が劉毅討伐を決心したその要因が記されていて興味深い。

（劉）毅江陵に至るや、乃ち輒（みだり）に江州兵及び豫州の西府文武萬餘を取り、留めて遣さず、又疾困を告げ、藩もて副と爲さんことを請う。劉裕以えらく、毅己に貳（ふたごころ）あり、と。乃ち之を奏す。

義熙八年、劉毅は、荊州刺史に赴任するにあたって、前任時に統領した「江州兵及び豫州の西府文武萬餘」をそっくり江陵に連れていったうえ、病と稱して幕佐に弟劉藩を希望する。この時、劉裕は劉毅の謀叛を察知したという。この後、毅は討滅されることになるが、ここで注意したいのが、前述の如く、義熙二年時、豫州の荒廢ぶりが述べられていながら、同六年の盧循討伐時には、二萬の水軍を用意し得、さらには、盧循に敗北したにも拘らず、なお「文武萬餘」を擁した西府の規模とその再生力である。かかる規模と再生力を祕め、東晉時代、北府に劣らず建康のお膝元の要鎭として政治史において重要な役割を演じてきた豫州州鎭・西府であったが、この劉毅討伐後に實施された義熙土斷の後、南朝期にわたって、東晉時代の如く、豫州督將が中央の政局と直接關わるような局面に登場することはなくなり、諸州鎭のなかの一つという位置に落ち着いてしまったかのように思われる。すなわち、この劉毅討伐とその後の義熙土斷が、豫州史上において、大きな轉換點であったかに推察されるのである。

それでは、義熙土斷で、豫州は如何なる措置をこうむったのであろうか。次に、豫州實土化の中身について確認してみたい。

（二）義熙土斷と僑豫州

義熙土斷時、豫州は、先に述べた如く、後秦を討伐し河南の地を恢復し、豫土（淮南僑置の僑豫州）を安んじ定めるため、舊揚州の江北の地を豫州に改屬して實土化された。『宋書』巻三六州郡志二南豫州刺史・歴陽太守の項に、

晉惠帝の永興元年、淮南を分かちて立て、揚州に屬せしむ、安帝 割きて豫州に屬せしむ。

と見え、東晉の安帝の時、揚州管郡の歴陽郡が、豫州に移屬されたという。この施策は、義熙土斷時のそれと推察し得よ

う。また、『宋書』巻四四謝晦傳には、

豫州の治中從事に轉ず。義煕八年（ママ）（九年）、僑流郡縣を土斷し、晦をして揚・豫の民戸を分判せしむ、平允を以て稱せらる。

とあって、義煕土斷時、劉裕のブレーンにして一流とは言えないが豫州の名族である謝晦（陳郡陽夏）によって、豫州・揚州の民戸の整理が行われた。この時の豫州刺史について言えば、義煕土斷を傳える『宋書』武帝紀の記述からは、土斷の後、劉裕が當該刺史に就任したかのようにとれ、一見、當該土斷實施者は、彼の前任・諸葛長民（琅邪陽都）のようにも見なせるが、中村氏の指摘の如く、義煕九年三月に、已に心服しない諸葛長民を誅殺した直後に、劉裕主宰でこの豫州への土斷が行われたことはまず間違いなかろう。(17)

この土斷によって、江北の舊揚州域に僑在していた豫州都督下の僑郡の大部分が實土化したと思われる。ここで、當該地域僑在僑郡に對する土斷の實施狀況について一瞥しておきたい。

①舊揚州（江淮地域）僑在の諸僑郡

まず、**馬頭郡**について。當該郡に關しては、『宋書』巻三五州郡志一徐州刺史・馬頭太守の項に、

馬頭太守、南豫州に屬す、故淮南當塗縣の地なり。晉安帝立つ、山形に因りて名を立つ。領縣は三なり。戸は一千三百三十二、口は一萬二千三百一十なり。京都を去ること水は一千七百五十、陸は六百七十なり。

虞縣令、漢の舊名なり、梁郡に屬す。流寓すれば因りて配す。

零縣令、晉安帝立つ。

濟陽令、故濟陽に屬す。流寓すれば因りて配す。

と見え、當該郡は、もともとの舊淮南郡當塗縣の地に、晉安帝の時に設立され、山の形が馬の頭に似ていることからこの

名がついたことを傳えている。また管轄縣を一見すると、虞縣は、もともと梁郡下に屬していた縣で、その「流寓」によって立てられた僑縣、また、零縣は、胡阿祥氏が指摘する通り、もともと冀州清河郡の屬縣であり[18]、こちらもその「流寓」によって僑立された僑縣と考えられる。さらに、濟陽縣もまた、もと濟陽郡下にあった「流寓」によって立てられたことが明記されている。すなわち、もともと管轄郡を異にする「流寓」を主體とする馬頭郡が、彼ら流民のために新立された新僑郡であることは疑いない。

ただ、この際注目すべきなのが、馬頭太守および零縣令の項に見える「晉安帝立つ」なる記載である。この馬頭郡に對する「晉安帝立つ」なる措置が、義熙土斷にともなうそれであったことを推知させよう。そして、義熙六年における劉敬宣、また同八年の向靖（河内山陽）の肩書き（督軍權域內）に當該郡の名が見られる如く[19]、當該土斷以前にも馬頭郡が存在する事實は、該郡が、義熙九年まで無實土の狀態で存在し、この時初めて實土化したことを意味するものと思われる。

次に、**梁郡**について見てみよう。『宋書』卷三六州郡志二南豫州刺史・南梁太守の項には、

晉孝武の太元中、淮南に僑立す。安帝 始めて淮南の故地を有ち、徐州に屬せしむ。武帝の永初二年、南豫に還る。

とあり、梁郡は、晉の孝武帝の太元年間（三七六～三九六）に淮南（壽春）に僑置され、安帝の時、淮南郡の故地（壽春）に實土化し、徐州に所屬することになったという[20]。ちなみに、『宋書』卷三五州郡志一南徐州刺史の條には、

安帝義熙七年、始めて淮北を分かちて北徐と爲し、淮南 猶お徐州と爲す。

と見え、義熙六年、南燕を滅ぼした後、長江以北の地域を對象とした行政區劃の整理が行われることになるが、翌七年に、淮北の地に北徐州を立て、淮南の地を徐州としたという。梁郡が所屬することになった徐州が、地理的にみて淮南の徐州と考えられることからも、當該措置が、義熙七年以降のこと、すなわち、義熙九年土斷時の實土化にともなう移屬であったと推定し得よう。

また、**譙郡**は、『宋書』卷三六州郡志二南豫州刺史・南譙太守の項に、

　晉孝武の太元中、淮南に於いて郡縣を僑立す。後に地を割きて實土と成す。

とあって、孝武帝の太元年間に、淮南（居巣東南）に僑置され、後に實土化されたという。明確には記してくれていないが、これも晉末義熙土斷時のことと考えて良かろう。[21]

さらに、ここで**安豐郡**についても一見しておこう。もともと舊豫州に屬し、江淮域に實域を有した安豐郡であったが、流民となった人口が多かったようで、東晉時期に僑立されている。この安豐郡の沿革はいささか複雑であるが、『宋書』巻三六州郡志二南豫州刺史・安豐太守の項には、

　江左 僑立す、晉安帝 省きて縣と爲し、弋陽に屬せしむ、宋末 復た立てらる。

とあり、また、同弋陽太守の項に、

　安豐令、舊郡なり、晉安帝 併せて縣と爲す。

と見える。これらを總合して考えると、東晉代僑置された安豐郡は、安帝の時、縣に格下げのうえ、弋陽郡下に所屬することになったものと了解されよう。この安帝によってなされたとされる安豐郡の縣への降格とその實郡弋陽への移屬が、この義熙土斷に聯動した施策であったことはまず間違いなかろう。この時、豫州實土化に附隨して、安豐もまた縣としてではあるが、弋陽郡下で實土化したものと想定される。[22]

その他、**汝陰郡**については、その土斷實施狀況について詳らかにし得ないが、『宋書』南豫州刺史・南汝陰太守の項に、「江左立つ」とあり、同南汝陰太守・汝陰令の項に、「治する所 卽ち二漢・晉の合肥縣なり」とあって、東晉時期に合肥に僑置され、その後當地に實土化したことを窺知し得る。『宋書』南汝陰太守の項には、建康からの水陸の里程が記されており、『宋書』州郡志編纂時までに當地に實土化していたことについては疑う餘地はない。如上の諸僑郡の狀況から見て、汝陰郡の實土化についても、この義熙土斷時であると見なして良かろう。[23]

以上、主に豫州として實土化された舊揚州江淮域に僑在した諸僑郡について、義熙土斷時におけるその實土化の諸相を

見てきた。またその際、徐州に移屬した僑郡のあったことも了解し得たと思われる。[24]

なお、ここで注目に値するのが、江南の于湖を中心とする丹陽郡域・宣城郡北邊域にも、土斷が斷行されていることである。なぜなら、それは、この地が豫州督將の本據地となった姑孰や蕪湖を內包する地域であり、豫州州鎮の下にあってその基盤とも言うべき地區であったと想定されるからに他ならない。この地には、第一章の③の分析時に見た淮南郡等の諸僑郡が僑在しており、この地の土斷の實施狀況を見ることは、先に確認した「軍郡」の事例に、義熙土斷以降における當該地域のそれが認められなくなるという問題とも關わってこよう。

②丹陽郡域・宣城郡北邊域（于湖周邊）僑在の諸僑郡 ——襄城郡・上黨郡の沿革と淮南郡への整理・統合——

ここで、改めて前掲の『宋書』巻三五州郡志一揚州刺史・淮南太守の項を確認してみたい。

> 其の後 中原亂れ、胡寇 屢々南侵すれば、淮南の民 多く南度す。成帝の初め、蘇峻・祖約 亂を江淮に爲す、胡寇 又大いに至り、民の南し江を度る者 轉た多し、乃ち江南に於いて淮南郡及び諸縣を僑立す。晉末 遂に丹陽の于湖縣を割きて淮南境と爲す。

とある。[25] 尋いで、『宋書』巻三五州郡志一揚州刺史・淮南太守の所管縣の項を掲げると、

> 于湖令、晉武帝の太康二年、丹楊縣を分かちて立つ、本吳の督農校尉の治なり。
> 當塗令、晉成帝の世、逡道と俱に立てて僑縣と爲す、晉末 于湖を分かちて境と爲す。
> 繁昌令、…(中略)…晉の亂るるや、襄城郡を省き、此の縣を以て淮南に屬せしめ、于湖を割きて境と爲す。
> 襄垣令、其の地 本の蕪湖にあり、蕪湖縣、漢の舊縣なり。晉末に至り、襄垣縣を立て、上黨に屬せしむ。上黨の民南し江を過ぎれば、僑郡縣を立て、蕪湖に寄治せしむ、後に上黨郡を省きて縣と爲し、淮南に屬せしむ。文帝の元嘉九年、上黨縣を省きて襄垣に併す。

> 定陵令、漢の舊名、本襄城に屬す、後に蕪湖を割きて境と爲す。
> 逡道令、漢 逡遒に作り、晉 逡道に作る、後に蕪湖を分かちて境と爲す。

と見える。淮南郡の實土化について改めて述べておくと、前者の史料には、晉末に丹陽の于湖の地を割いて淮南の實域としたとあり、これがこの義熙九年土斷時の豫州行政區域の設定と關係することはまず間違いなく、この時、淮南郡も實土化したものと了解される。

なお、丹陽郡の于湖を割いて淮南の境域としたという點について言えば、後者の史料・所管縣の記述から、淮南郡管轄下の僑縣が、于湖と蕪湖兩縣より實域を得ており、淮南郡がこの兩縣の地に實土化していたことをも知り得よう。また、當該記載から窺われるように、もともとこの地には、多くの僑郡縣が僑立されていたことは見落とされてはならない。以下、この點を整理しておこう。『晉書』巻一四地理志上豫州條に、

> 永嘉の亂に、豫州 石氏に淪沒す。元帝 江を渡り、春穀縣を以て襄城郡及び繁昌縣を僑立す。成帝 乃ち豫州を江淮の閒に僑立し、蕪湖に居らしむ。時に淮南 北に入れば、乃ち丹楊を分かちて淮南郡を僑立し、于湖に居らしむ。又舊當塗縣の流人 江を渡るを以て、僑立して縣と爲し、幷びに淮南・廬江・安豐 竝びに豫州に屬せしむ。

とあって、元帝の南渡とともに、まず、宣城郡の春穀縣に襄城郡とその管轄下の繁昌縣が僑置される。また、成帝期の咸和土斷時（四年、三二九）と思われるが、江淮の閒に豫州を僑立し、蕪湖に寄治することになる。そしてこの頃、蘇峻・祖約の亂に乘じて石勒軍が淮南に侵攻したことをうけ、淮南郡を丹陽郡域に僑置し于湖に寄治させ、さらに、舊淮南郡の當塗縣の流民が長江を渡ってきたことから、僑當塗縣をも設立したという。

以上からは、當地には、まず元帝期に、宣城郡下の春穀の地に襄城郡と繁昌縣が豫州の僑置に先んじて僑立される。そして、成帝期に入り、豫州の設立とともに、淮南郡をも丹陽郡于湖に設置し、他方で、當塗縣も僑立された、という諸僑郡縣設置の過程を押さえ得る。

ちなみに、『晉書』巻一五地理志下揚州條には、

孝武の寧康二年、又永嘉郡の永寧縣を分かちて樂成縣を置く。是の時上黨の百姓 南渡し、上黨郡を僑立し四縣を爲り、蕪湖に寄居せしむ。尋いで又上黨郡を省きて縣と爲す、又襄城郡を罷めて繁昌縣と爲す、竝びに以て淮南に屬せしむ。

と見え、孝武帝の寧康二年（三七四）に、舊幷州上黨郡の流民が南渡し、四縣からなる僑上黨郡を設立、蕪湖に寄治させたことも知り得る。『晉書』揚州條の記事はいささか難解であるが、時系列に従って見ていくと、後に上黨郡は縣へ格下げ、また時を同じくして襄城郡も廢郡とされ、その屬縣だけが殘る。そしてその結果、いずれの縣も淮南郡に移屬されたということになる。上黨郡、襄城郡がいつの段階で縣に併省されたかはいったん措くとして、東晉の孝武帝期には、建康西方の丹陽郡域・宣城郡北邊域には、（舊豫州）襄城郡、（舊揚州）淮南郡、（舊幷州）上黨郡、が僑置されていたことをひとまず確認し得よう。[26]

それでは、これらの僑郡は、その後、どのような經過を辿ったのであろうか。このことについては、先に掲げた『宋書』揚州刺史・淮南太守項の所管縣の記事を見るのが良い。

その內容からは、『宋書』州郡志編纂の段階には、すでに上述の諸郡縣も淮南郡の管轄下に置かれていることがわかるが、まず、成帝僑立時の淮南郡下には、當塗縣以外に逡道縣も存したことが了解される。

また、襄城郡の下には、繁昌縣の外、定陵縣の存在も認められよう。襄城郡がいつ廢省されたかについて詳らかにし得ないが、『宋書』巻四七劉敬宣傳に、義熙年間のこととして、

尋いで冠軍將軍・宣城內史・襄城太守に除せらる。…（中略）…高祖 方に大いに相寵任せんとし、先ず功を立てしめんと欲す。義熙三年、表して敬宣を遣わし衆五千を率いて蜀を伐たしむ。…（中略）…敬宣に節を假し、征蜀諸軍事を監せしむ、郡（襄城太守）は故の如し。

とあって、義煕初めに、劉敬宣は、冠軍將軍・宣城內史・襄城太守を除授される。その後、義煕三年の四川攻略時における敬宣の任官の記述には、「郡は故の如し」とあって、依然として襄城太守を帶びていたことを知り得る。[27] すなわち、義煕三年段階で、僑襄城郡の存在を確認し得るので、縣への降格は、それ以降ということになろう。また、前掲の『宋書』繁昌令の項が、襄城郡の廢省を「晉亂」の時としていることから、この措置が、劉裕が實權を握った晉末のこと、端的に言えば、義煕九年の土斷時のそれであることを強く示唆するのである。

もしこの推定が正しければ、義煕土斷に際して、襄城郡は廢郡とされ、管轄下の繁昌縣と定陵縣は淮南郡下に移屬される。そしてその際、前者は于湖縣域に後者は蕪湖縣域にそれぞれ實域を與えられたものと考えられよう。ここからは、この施策時に、繁昌・定陵兩縣民の宣城郡北邊域からの徙民が行われたことも併せて推察される。

では、上黨郡は、如何。當該郡については、前掲の襄垣令の項にわずかに情報があるのみである。この一節も難解であるが、襄垣縣の實土化した地はもとの蕪湖縣であったという。襄垣は、もともと舊幷州上黨郡下の屬縣である。晉末に僑立され、僑上黨郡下に所屬することになる。他方、僑上黨郡は、襄垣縣僑置以前にすでに蕪湖に寄治した僑郡であり、屬縣も備えていた。後に廢郡と同時に縣に降格されると、襄垣を除く他の屬縣を併せて上黨一縣とされ、淮南郡に移屬される。その際、淮南郡下には襄垣縣と上黨縣が竝置されることになったが、宋文帝の元嘉九年、上黨縣は襄垣縣に併省される。かかる沿革を知り得よう。

ところで、『南史』巻一宋本紀義煕五年の條には、

十月、…(中略)…劉毅 上黨太守趙恢を遣わし千餘人を以て來援せしむ、帝 夜潛かに軍を遣わし之に會せしむ。

と見え、義煕五年、劉裕の北伐中に、當時の豫州刺史劉毅が、援軍として、上黨太守趙恢なる者を派遣している。當時姑孰にあった豫州督將劉毅の配下、上黨太守の上黨郡が、丹陽郡域僑在のそれであることは贅言を要すまい。すなわち、上黨郡もまた義煕五年段階までは存在していたことを確認し得るのである。そうすると、上黨郡が縣に降格のうえ、淮南郡

に屬したのは、それ以降のことということになり、義熙九年土斷時の措置である蓋然性がきわめて高いと考えられるのである。

さて、如上の考察におおよそ大過ないとすれば、蕪湖縣域に關わる諸無實土僑郡縣の併省については以下の沿革を推定し得よう。まず晉末（義熙土斷前）に、蕪湖縣に襄垣縣が僑立され上黨郡下に所屬する。その後まもなく（義熙土斷時）、その上黨郡が、廢郡のうえ襄垣縣以外の屬縣を吸收する形で縣に降格される。と同時に、實土化して淮南郡下に移屬される。その際、襄垣縣は上黨縣に併省されることなく、實域を獲得したうえ、こちらも淮南郡下に屬することになったものと考えられる。そしてその後は、舊蕪湖縣域に、兩縣の實域が存在することになる。結果、舊蕪湖縣は、この二縣と定陵縣、逡道縣を加えた四縣で分割され、蕪湖縣の領域は僑縣にすべて占據されることになったものと推知されるのである。

すなわち、丹陽郡下の于湖・蕪湖兩縣域および宣城郡下の春穀縣域には、淮南郡、上黨郡、襄城郡が無實土のまま僑在していたが、義熙九年の土斷により、豫州實土化と竝行する形で、丹陽郡下の于湖・蕪湖兩縣域に淮南郡が實土化する。そしてそれにともない、他の僑郡も縣に降格・再編のうえ、その下に編入されたと推察される。その際、僑舊の民戸の整理をともなったであろうことは想像に難くない。(28)

以上、義熙九年土斷にともなう、豫州および丹陽郡域に僑在した淮南郡の實土化の具體的狀況について検討を加えてきた。この實土化の結果、于湖を中心とする丹陽郡域に關わる「軍郡」の事例は確認されなくなったものと推定される。次章では、このことの意味を、當時實權を掌握しつつあった劉裕の對州鎭政策との關係から検討し、當該土斷の背後にある彼の政治的意圖について考察を加えてみたい。

三、僑豫州および僑淮南郡の實土化と劉裕の對州鎭政策

豫州および淮南郡の實土化は、いったい如何なる意味をもっていたのであろうか。本章では、このことを劉裕の對州鎭

政策の問題から考えてみたいと思う。それには、まず義熙土斷以前の豫州督將の都督權域とそれ以後の狀況について比較するのが良かろう。

この比較は、前稿「建康の歷史的性格と都城圏の形成」のなかで、すでに行ったことがあるが[29]、行論の都合上重複を厭わず、いま一度詳述しておきたい。

まず、東晉末の豫州督將劉毅の都督權域から見てみよう。義熙二年に豫州刺史に就任した劉毅は、「都督豫州揚州之淮南・歷陽・廬江・安豐・堂邑五郡諸軍事」を委ねられた。また、その後任、義熙八年に任命された劉道規（劉裕少弟）は、「都督豫江二州揚州之宣城・淮南・廬江・歷陽・安豐・堂邑六郡諸軍事」であり、道規の後任の諸葛長民は、「督豫州揚州之六郡諸軍事」というものであった（その後は劉裕が就任[30]）。

劉毅以降の就任者に焦點を絞って見てみたが、その統軍權をもつ範圍は、僑豫州の外、揚州の淮南・歷陽・廬江・安豐・堂邑の各郡を基本としつつ、それは宣城郡にも及んでいることを確認し得る[31]。督軍權域の記載を一見して了解されるように、淮南・歷陽・廬江の三郡は、揚州の屬郡である。後者二郡は、實郡であり、淮南郡は、舊淮南郡ではなく、先に見た揚州の丹陽郡域僑立の僑淮南郡を主として指す。そしてその後の安豐郡は、舊豫州下の實郡であるが、前述の如く、當時、安豐郡は少なくとも二地域に僑立されていたと想定される。ここでは、「揚州之」に含まれていることからも、遠く揚州に隷屬した尋陽僑置の安豐郡を主たる對象としていたものと推測される。また、堂邑郡はもともと徐州の管郡であるが、ここでのそれは、『宋書』巻三五州郡志一揚州刺史の條に、

江左又高陽、堂邑二郡を立つ。…（中略）…後に堂邑を省きて高陽に幷せ、又高陽を省きて魏郡に幷す、竝びに揚州に隸し、京邑に寄治せしむ。文帝の元嘉十一年省かれ、其の民を以て建康に倂す。（原注省略）

と見える如く、建康域僑在の無實土の僑堂邑郡のことであり、當該郡は當時揚州に隷屬していた[32]。ゆえに、堂邑もまた「揚州之」に加えられたのであろう。なお、後者二名の督軍權域に含まれる宣城郡は、揚州管轄下の江南の實郡である。

すなわち、ここからは、東晉末の豫州督將が、揚州丹陽郡域の淮南や實郡の宣城郡、さらには建康域の堂邑郡にまで、その軍事權を行使する權限を有していたことが明らかとなろう。

上述した如く、義熙土斷は、豫州督將の勢力圏で言えば、長江北岸の揚州の歴陽郡・廬江郡・舊淮南郡を豫州に改屬し、その地に僑在の無實土僑郡をも併せて實土化させるとともに、長江南岸の丹陽郡域・宣城郡北邊域に僑在した淮南郡・上黨郡・襄城郡を、淮南郡として一本化し實土化させる施策であったと見なせるが、それでは、この義熙土斷の後、豫州督將は、どのような状況に置かれることになったのであろうか。

先に土斷時の豫州刺史が劉裕であったと考えたが、それ以後、義熙一二年まで劉裕自身が兼任し、後秦討伐に備える。その後、同一二年正月に、世子劉義符、そして再び劉裕の就任を挾んで、同一三年、劉義慶（劉裕末弟劉道規養子、劉道憐第二子）の就任によって、始めて豫州刺史の督軍權域が判明することになる。[33]『宋書』巻五一劉義慶傳に、

> 義熙十二年、長安を伐つに從う、還りて輔國將軍・北青州刺史を拜す、未だ任に之かずして、督豫州諸軍事・豫州刺史に徙る、復た淮北諸軍事を督し、豫州刺史・將軍は竝びに故の如し。

とあって、後に「督淮北諸軍事」を與えられているところをみると、「督豫州諸軍事」が義熙九年に實土化された豫州における督軍權であり、「督淮北諸軍事」が義熙一三年の後秦討滅後の新領域のそれであったと推察されよう。すなわち、實土化した豫州の刺史の統軍權が、「豫州諸軍事」となり、實土化した領域（江淮閒）のそれしか有していなかったことを確認し得るのである。[34]

このことから、義熙土斷における豫州實土化が、揚州の側から見た時、もともとの管轄郡の歴陽や廬江を豫州に割讓することになったとはいえ、それまでもそれらの地域の實際の支配は、多くの場合、統軍權をもつ豫州督將によってなされたであろうから、基本的には舊來と變更はさほどなく、むしろ丹陽郡域の淮南郡の實土化と、豫州督將が有した當該郡における督軍權の撤廢は、揚州の力量の増強と了解されよう。一方で、これを豫州の側から見ると、これまで統軍權を行使

し支配していた舊揚州江北の舊淮南郡・廬江郡・歴陽郡域と江南の于湖を中心とした丹陽郡・宣城郡域の内、前三郡の實質的な管轄を認められはしたものの、主要な基盤であった江南地域の實權を奪われたことは、州鎭にとって大きな損失に他ならない。これは、あきらかに豫州督將の軍事的力量の大幅な削減とこそ見なせよう。この結果、義熙土斷以降、豫州督將の中央への影響力も土斷以前に比して減退したものと捉え得るのである。

なお、興味深いことに、この義熙土斷では、北府督將の統軍權域に入る舊徐州廣陵郡域でも、實土化した新立郡を確認し得る。義熙土斷に先立つこと二年、劉裕が南燕を滅ぼし淮北の地を恢復した翌義熙七年に、當地に北徐州を新たに設け、江淮の地に、(南)徐州を置いたことは先に述べた。そして、この義熙九年土斷に際して、當該廣陵郡域(江淮閒)の僑郡縣も幷省をこうむり、南沛・南東平・南平原・南齊・濟岷・雁門等の無實土僑郡がなお存續することにはなるが、山陽郡・海陵郡・盱眙郡・鍾離郡等の多くの僑民を主體とする新立郡が實土化されるのである。この時の廣陵郡域の義熙土斷實施狀況については、安田氏によって詳しく述べられている。[35] この施策が、義熙七年における江淮の地への徐州設置と聯動したそれであったことは問違いなかろう。

實は、東晉時代に行われた多くの土斷のなかで、ここまで僑州郡縣の實土化が行われたのは、この義熙土斷が初めてであることは注意されなければならない。實土化土斷は、これまでわずかに僑琅邪郡や僑東海郡の一部等に限られていたのである。義熙土斷では、そうした舊來の土斷とは異なり、豫州の場合にはっきりと見られたように、僑州郡縣、とりわけ僑郡縣の實土化が、廣い範圍で初めて大々的に實施されたのである。このことは、義熙土斷を論じる際、看過されてはならない重要な問題である。東晉末に實權を握った劉裕は、東晉政權が行ってきたのとは方針を異にする土斷策を實施したのである。その際、この土斷が、夏氏が示唆した如く、州鎭の力を抑制する形で行われていたことは一つ注目に値する事實であると思われるのである。

東晉から南朝への交替期、その權力構造は、名族層が各要鎭にあって軍事力を掌握しつつ權力を分有する東晉的構造か

ら、諸矛盾を内包しつつも、軍事權を皇族に委ね、皇權を强化せんとする南朝的なそれへと變更される。そしてその變更と聯動して、當時の國軍體制も再編されていく。すなわち、主として各州鎭に軍隊が駐屯し、中央を輔翼する東晉的國軍體制は、南朝宋以降、方鎭に比して强大な軍隊を中央に編制し、その中央軍を中心としたそれに改編されていくことになるのである。(36) この義熙土斷が州鎭の力を抑制する形で行われていることから、この施策を、舊來の州鎭體制の改編策と捉えることもまた可能なように思われる。劉裕は、即位した後も繼續して州鎭體制の改編をその力を抑制する形で行っており、(37) このこともまた、義熙土斷にそうした劉裕の政治的意圖があったことを強く想定させるのである。

ところが、その義熙土斷にあって、江南最大の流民僑居地となった晉陵郡域上の多くの僑郡縣は、僑戶の整理は行われながらも、依然として無實土のままとされる。(38) それが、義熙土斷の實施を傳える『宋書』卷二武帝紀義熙九年二月條に、

是に於いて界に依り土斷す、唯だ徐・兗・青三州の晉陵に居る者、斷例に在らず。諸流寓郡縣 多く併省を被る。(傍線：筆者)

と見える「不在斷例」の措置に他ならない。これ以後、南朝期に至っても、晉陵郡域上の僑民は、南徐州の僑舊民丁の中核となり中央軍の主要な兵源としての役割を期待されることになる。このような措置は、豫州に對する方策とは大いに異なるものと言えるであろう。この劉裕の對應の差こそ、「軍郡」なる語句が、義熙土斷以降にあっては、晉陵郡域上の事例④のみ確認し得た要因であったかに思われるのである。

おわりに

以上、三章にわたって、當時の「軍郡」なる語句の檢討から端緒を開きつつ、東晉末に實施された義熙土斷の背後にある劉裕の政治的意圖について、主に僑豫州に關わる諸僑州郡縣の實土化の問題に焦點を絞って考察を加えてきた。本稿の檢討結果を要約すると以下の如くである。

まず、『宋書』『南齊書』に散見する官歴記載上の「軍郡」が、無實土の僑郡をあらわす語句であったことを指摘した。また、丹陽郡域上の「軍郡」の事例が義熙土斷を境に確認し得なくなることから、この原因についても分析を加えた。その際、とくに、于湖を中心とした丹陽郡域に僑在した淮南郡が實土化したことを再確認したうえで、その前後の豫州督將の勢力圏における義熙土斷の實施狀況を詳しく見た。その結果、この時、豫州および丹陽郡域に僑在した淮南郡が實土化したことを再確認したうえで、その前後の豫州督將の督軍權域の分析から、義熙土斷が、豫州にとっては州鎭としての力量の大幅な削減策と見なし得ることを明らかにし、ここに舊來の州鎭を抑制する形で改編せんとする義熙土斷實施の背後にある劉裕の政治的意圖を讀みとったのである。

本稿で論じようとした點は以上に盡きるが、最後にこの結果を踏まえつつ、劉裕の政治的意圖の問題についていま少し補説しておきたい。

東晉期について言えば、北府や西府に代表される督將は、無實土の僑郡縣下僑民を主要な軍事力量としつつ、各要鎭に盤踞していた(39)。そのような狀況に鑑み、晉末に實權を握った劉裕は、義熙土斷に際して、從來、無實土の僑州郡縣の僑置が常であり、これまで確定しようとしてこなかった行政區域を新たに定め、州鎭の軍事力量となっていた無實土僑郡縣下僑民を、州名や郡縣名に僑民たる標識を殘しつつ土着化させ編戶齊民化するとともに、鄉族集團的性格を失いつつある僑民らについては、現土土斷で舊民化するという、東晉時代の非常時的體制から、土着化に主眼を置いた編戶齊民的支配に基づく州鎭體制への再編を開始したものと考えられる(40)。

當然この施策を全國一律に行うことなど不可能で、地域的な差に應じて、バリエーションをつけつつ進められたであろうことは想像に難くない。實際、上述の如く、徐州の廣陵郡域上には、なお無實土の僑郡を殘さざるを得なかったし、また、襄陽地方僑在の諸僑郡縣は、東晉時期は軍府の支配下に置かれており、宋朝の建國時（四二〇）、ようやく雍州の民政支配へ移換されるなど(41)、各地域の狀況・要請に應じて、漸次改革は進められることになったものと考えられる。

そういう意味では、義熙土斷は、劉裕の本格的な州鎭改革の手始めと位置づけ得る。そしてその手始めの主たる對象は、

その實施狀況から見て、舊來東方の要・北府とともに建康を輔翼した西方の要・西府が置かれた豫州州鎭であったと言える。それは、豫州督將の建康輔翼が政治干渉と紙一重の狀況にあった東晉政治史に鑑みての措置であったと推察される。そして、この土斷以後、南朝期になると、さらに西方の江陵に據點を置く荊州州鎭の軍府が西府と稱されることになるのである。

また、劉裕は、北伐により舊土を次々に恢復していったが、それとともに、もともと邊境であった江淮地域は內地化していくことになる。そこに舊來の體制を變革し、稅役等の増加を狙って無實土僑郡縣下僑民を土着化させる方策をとることは必然であったと考えられる。そしてその際、舊來の州鎭にも改革の手を加え、州鎭督將の跋扈する東晉的あり方を殷鑑とし、對州鎭抑制策をも同時に意圖することになったと推知される。そして他方で、自身の軍事的基盤であり建康のお膝元でもある晉陵郡域上の僑郡縣は、僑戶の整理は進めながらも依然として東晉時代の如く無實土のままとされ、軍事的力量を温存しつつ存續していくことになったものと捉え得る。ここに、東晉的體制から、州鎭の力を抑え、中央の軍事力量を强化するという劉裕が意圖した南朝の國軍體制への改編の一端をも垣間見ることができるように思われるのである。

註

（1）例えば、越智重明「劉裕政權と義熙土斷」（『重松先生古稀記念　九州大學東洋史論叢』九州大學文學部東洋史研究室、一九五七）、『魏晉南朝の政治と社會』吉川弘文館、一九六三、『魏晉南朝の貴族制』研文出版、一九八二、『魏晉南朝の人と社會』研文出版、一九八五等は、義熙土斷に、傜役（軍役を含む）が免除される白籍民（流民）を黃籍民化し、傜役負擔民を增加させ軍事力强化を圖るとともに、豪族勢力を彈壓削減する狙いがあったことを指摘する。また、葭森健介「晉宋革命と江南社會」（『史林』第六三卷第二號、一九八〇）は、當該土斷を鄉村社會安定策と位置づけ、劉裕の革命の背景に、鄉村社會をリードする南人土豪層の支持があったことを主張する。なお、矢野主稅「土斷と白籍 ―― 南朝の成立 ――」（『史學雜誌』第七九編第八號、一九七〇）は、越智氏の說を引き、義熙土斷で白籍が

すべて廢止されたとするならば、北人の南人化を結果することになるのであって、この義熙土斷によって南朝が成立したことを述べている。

(2) 黄白籍については、様々な捉え方があるが、現在最も説得力を有するのは、安田二郎『六朝政治史の研究』京都大學學術出版會、二〇〇三、第Ⅲ編第十一章「僑州郡縣制と土斷」(一九八七初出)の説であると思われる。氏は、無實土僑郡縣下僑民は、無實土僑郡縣の黄籍によって把握されると同時に、現住地で白籍に登録されるという二重屬籍制下にあったことを指摘している。

(3) 安田前掲註(2)論文。

(4) 中村圭爾『六朝江南地域史研究』汲古書院、二〇〇六、第一編第一章「東晉時期揚州の流民に關する一考察」。

(5) 夏日新「關於東晉僑州郡縣的幾個問題」(『魏晉南北朝隋唐史資料』第一一期、一九九一。後に、同『漢唐之際的民衆與社會』湖北人民出版社、二〇一〇、に再録)。

(6) 藤間生大『倭の五王』(新書)岩波書店、一九六八。坂元義種『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、一九七八。前之園亮一「倭國王濟の配下が除授された軍郡について」(『共立女子短期大學文科紀要』第四六號、二〇〇三。後に、同『「王賜」銘鐵劍と五世紀の日本』岩田書院、二〇一三、に再録)。「軍郡」の研究史については、笠井倭人『研究史　倭の五王』吉川弘文館、一九七三を參照。

(7) 坂元前掲註(6)書。本稿では、とくに附篇第七「倭の五王――中國正史外國傳の研究から見た――」の考證を參照。

(8) 坂元前掲註(7)論文。

(9) この時期における北府京口の幕佐の就任形態については、拙稿a「劉宋以後北府兵軍事地位考論――以東晉末至劉宋初晉陵郡域上無實土僑郡縣的掌控方式爲考察中心」(『南京曉莊學院學報』二〇〇六年第五期)およびb「南朝宋齊時期の國軍體制と僑州南徐州」(『唐代史研究』第一三號、二〇一〇)を參照。

(10) ちなみに、この時、司馬元顯は建康で驃騎將軍に就任している。

(11) ただし、內號將軍就任者が、より皇帝に近い場所で仕えたであろう直閤將軍を兼ねること、あるいはその逆に、直閤將軍が他の中央軍武官を兼ねることはある。

なお、南朝宋齊時期の中央軍武官の就任形態については、拙稿「劉宋孝武帝の對州鎭政策と中央軍改革」(『集刊東洋學』第九一號、二〇〇四)および前掲註(9)拙稿bにおける中央軍征討體制の事例分析等を參照のこと。

(12) ちなみに、中央軍武官を帶びた人物が、晉陵郡域上の無實土僑郡太守を兼ねるケースは、南朝、とくに宋の孝武帝期以降增加する。前掲註(9)拙稿bおよびその別表を參照のこと。

なお、坂元氏は、「軍郡」の檢討の際、『宋書』卷五七蔡廓傳附蔡興宗傳の事例をも取りあげている。この事例の考察にはいささか紙幅を要するので、本稿では割愛したが、當該傳に見られる「軍郡」は、宋時期の事例であり、晉陵

郡域上僑置の無實土僑郡と關係している。

(13) この兩地域は孫呉の屯田地であった。藤家禮之助『漢三國兩晉南朝の田制と税制』東海大學出版會、一九八九、第三章第一節「東晉南朝の公田」、參照。

(14) 田餘慶『秦漢魏晉史探微』（重訂本）中華書局、二〇〇四、「北府兵始末」（一九八九初出）、および、前掲註（9）拙稿b。

(15) 中村前掲註（4）書、第一篇第二章「東晉南朝における豫州・南豫州について」（二〇〇一初出）、參照。

(16) 『晉書』巻八五劉毅傳。『宋書』巻一・二武帝紀。

(17) 中村前掲註（15）論文。

(18) 胡阿祥編『宋書州郡志匯釋』安徽教育出版社、二〇〇六。

(19) 『宋書』巻四七劉敬宣傳。『宋書』巻四五向靖傳。
なお、この際、前者劉敬宣の都督權域の肩書きには、「督馬頭淮西諸軍郡事」とあり、統軍權域内の記述にも「軍郡」なる語句が存したことを確認し得る。この都督權域内記載の「軍郡」については、稿を改めて検討する豫定である。

(20) 梁郡の僑置について、『南齊書』巻一四州郡志上豫州條には、「孝武寧康元年、桓沖移姑熟、以邊寇未靜、分割譙・梁二郡見民、置之浣川、立爲南譙・梁郡」という記述がある。『宋書』南梁太守項の記載よりも少し時期が早い孝武帝の寧康元年（三七三）に、當該地域からの流民を分けて浣川に居住させ、南譙郡と梁郡を僑立したことを記している。浣川の地の比定が困難で、『宋書』南梁太守項の記載との關係性についてははっきりしたことは言えないが、胡嘏「東晉南朝安徽境内僑州郡縣考略」（『安徽史學』一九九〇年第二期）は、浣川を現在の安徽當塗附近と推定し、當初浣川に僑置された梁郡は、太元年間に、淮南壽春に移置され、安帝の時に實土郡となったと分析している。ここでは、胡氏の説を踏まえ、梁郡の沿革については、まず孝武帝の寧康元年に浣川に僑立されたが、その後、太元年間に、淮南壽春に移置され、安帝期の義熙土斷に際して壽春の地に實土化したものと考えた。

(21) 譙郡の場合についても、前掲註（20）『南齊書』豫州條の記述との關係が氣になるところである。また、『宋書』南譙太守項の「於淮南僑立郡縣」にある淮南が何處の地を指すのかが判然としないため、梁郡の場合以上にこの二つの記事の整合的理解を難しくしている。ちなみに、胡前掲註（20）論文および胡阿祥『東晉南朝僑州郡縣與僑流人口研究』江蘇教育出版社、二〇〇八、第二篇「東晉南朝僑州郡縣考表」の考證によれば、當該譙郡の僑在地は、居巣（現安徽巣湖）東南の地であるという。ここでは、この説と前の梁郡の場合とを踏まえ、該譙郡の沿革については、當初、孝武帝の寧康元年に梁郡と同じく浣川に僑置されたが、その後、太元年間に、淮南の居巣東南の地に移置され、義熙土斷時に當地に實土化したと考えておきたい。

(22) この東晉時期に僑立された安豐郡の僑在地の比定も難しい問題である。現在のところ、本文で取りあげた安豐郡については、當初、弋陽郡域ないしはその周邊域（江淮間）

に僑置されたものと推測しているが、舊安豐郡の流民は、分散して流寓したらしく、その僑在地の比定およびその後の沿革等の把握を非常に困難なものにしている。

例えば、『宋書』巻三六州郡志二南豫州刺史・南梁太守の項には、

晉孝武太元中、僑立於淮南、安帝始有淮南故地、屬徐州。武帝永初二年、還南豫…(中略)…永初(二年)郡國(志)又有虞・陽夏・安豐三縣、何(何承天『宋書』州郡志)・徐(徐爰『宋書』州郡志)無安豐、又有義昌而竝無寧陵縣。(原注省略)

とあり、武帝永初二年(四二一)段階、舊淮南の地(壽春)にすでに實土化していた僑梁郡の屬縣に安豐縣を確認でき、別に壽春方面に流寓した一團があったことを知り得るが、この安豐縣と本文で述べた安豐郡との併省關係等については不明である。

また、『宋書』巻三六州郡志二江州刺史・尋陽太守・松滋伯相の項には、

晉武帝立爲安豐郡。江左流民寓尋陽、僑立安豐・松滋二郡、遙隷揚州、安帝省爲松滋縣。

とあって、尋陽に南下した一團の存在したことも窺知し得る。この尋陽に僑置された安豐郡の場合も、「安帝」とあり、おそらく本文で取りあげた安豐郡と同様、義熙土斷時に、併省され松滋縣下に吸收される形でこちらも實土化している。

ちなみに、ここで弋陽郡についても附言すれば、當該郡も舊豫州下の實郡ではあったが、やはりその郡民の流寓を窺知し得る。西晉惠帝の時に、弋陽郡を割いて西陽郡が設立される。『宋書』巻三七州郡志三郢州刺史・西陽太守の項には、

西陽太守、…(中略)…晉惠帝又分弋陽爲西陽國、屬豫州、宋孝武孝建元年、度郢州、明帝泰始五年、又度豫、後又還郢。永初郡國・何・徐竝有弋陽縣。

と見え、當該太守項の所管縣の記述にはすでにその存在を確認し得ないが、徐爰『宋書』州郡志の執筆が始まったとされる宋孝武帝大明六年(四六二)頃には、なお郡下に弋陽縣があったことが記録されている。この弋陽縣は、弋陽郡からの流民を主體とした縣であったことが推察される。徐爰『宋書』州郡志の執筆開始年については、安田前掲註(2)書、第Ⅲ編第十章「王玄謨の大明土斷について」(一九八六初出)、參照。

さらに、同西陽太守項の所管縣の記載中に、「孝寧侯相、本軑縣、漢舊縣。孝武自此伐逆、卽位改名」とあって、西陽郡下の孝寧縣はもと軑縣であり、宋孝武帝がここから文帝弑逆の元凶(皇太子劉劭)を討伐して登極したことから、卽位後にその縣名が改められたことを記している。軑縣はもともと弋陽郡北邊域に所在したと考えられる縣であり、ここからは、當初、弋陽郡下軑縣民の西陽郡域への流入があり、それを受けて僑軑縣が立てられていたことを推知し得る。

(23) なお、同南豫州刺史・晉熙太守の項には、「晉安帝分廬

江立」とあって、義熙土斷時、廬江郡の地を割いて、晉熙郡が新たに設置されたことを確認し得る。

(24) ちなみに、これ以後、舊揚州江淮域にまた新たに設置される僑郡縣もあった(『宋書』巻三六州郡志二南豫州刺史の條。胡前掲註(21)「東晉南朝僑州郡縣考表」)。

なお、ここで西陽郡域に僑在した舊豫州下の新蔡郡についても一言しておきたい。當該郡は、義熙土斷時には當地に實域を有していたという。新蔡郡ならびに汝南・西陽・潁川各郡(豫州四郡)の沿革については、安田前掲註(2)論文、參照。ただ、安田氏は、新蔡郡の實域化の時期を成帝咸康六~八年(三四〇~三四二)の間と推測しているが、當該郡が義熙土斷時まで無實土の狀態にあり、この時初めて實土化した可能性もなお否定しきれないように思われる。

(25) 『晉書』巻一五地理志下揚州條には、「及胡寇南侵、淮南百姓皆渡江。成帝初、蘇峻・祖約爲亂於江淮、胡寇又大至、百姓南渡者轉多、乃於江南僑立淮南郡及諸縣」とある。

(26) 東晉の咸和四年以後、宣城郡春穀縣には、(舊揚州)廬江郡も僑置されていたようである(錢大昕『廿二史考異』巻二三「符瑞志下」)。ただ、本僑郡の永和元年(三四五)以降の狀況については不明である。

(27) 當該箇所については、襄城太守が無實土僑郡であるだけに、「軍郡」と記述していれば本稿の考察もさらに補強されることになるが、實際はそうはうまくいかない。ただ、ここでは、『宋書』流傳の過程で、「軍」の字が脫落した可能性も想定されなくてはならないように思われる。

(28) なお、舊豫州域を恢復した後、武帝永初三年に、淮南の地に南豫州が立てられるが、その後、當該淮南郡や宣城郡は、政治狀況に應じて南豫州へ改屬されることがあった。

(29) 拙稿「建康の歷史的性格と都城圏の形成」(大阪市立大學大學院文學研究科東洋史學專修研究室編『中國都市論への挑動』汲古書院、二〇一六)。本稿と併せて參照されたい。

(30) 『晉書』巻八五劉毅傳。『宋書』巻五一臨川王道規傳。『晉書』巻八五諸葛長民傳。

(31) 劉毅もまた、この後すぐに宣城郡の統軍權を加えられている(『晉書』巻八五劉毅傳)。

(32) 拙稿「廣陵の高崧とその周邊——六朝南人の一樣相——」(『静岡大學人文社會科學部人文論集』第六三號の二、二〇一三)では、京邑に寄治した堂邑郡等の流民の僑在地を建康の東北郊の仙鶴山一帶と推定した。

(33) 劉義慶の豫州刺史就任の年については、『宋書』巻三六州郡志二南豫州刺史條に基づいた。

(34) この統軍權域は、後に南豫州として內地化されることになる。

(35) 安田前掲註(2)論文。

(36) 前掲註(9)拙稿b。

(37) まず、重鎭荊州に對しては、『宋書』巻三武帝紀永初二年の條に、

三月乙丑、初限荊州府置將不得過二千人、吏不得過一

萬人、州置將不得過五百人、吏不得過五千人。兵士不在此限。

とあり、宋建國後、荊州府の屬僚について、人數の制限を行っている。

なお、義熙八年の劉毅討伐後、一度は荊州を割いて湘州を立てたが、同一二年に再び荊州と合併していた。しかし、同巻三武帝紀永初三年二月の條に、「分荊州十郡、還立湘州」と見える如く、永初三年、改めて荊州の十郡を割いて湘州を立て、荊州の力を削いでいる。

また、豫州についても、永初三年二月に、淮北に豫州を立て、淮南の地を南豫州とし、行政區域の細分化を推進している（『宋書』巻三武帝紀。同巻三六州郡志二南豫州刺史の條）。

(38) ただし、劉裕は、繼續して、北府と密接に關わる晉陵郡域と廣陵郡域に僑在した徐州・兗州等の僑州についても行政區分の整理は推し進めている。永初元年には、幽州・冀州を徐州に併せ、青州・幷州を兗州に統合した。その後、永初二年、先に淮北に僑立された北徐州をただ徐州と稱することにし、淮南の徐州を南徐州と改稱した。その後、南徐州は江北に、兗州は、江南に僑在するが、文帝元嘉八年、江淮の地に南兗州を、江南の晉陵郡域に南徐州を設置して、江南僑在の兗州下諸無實土僑郡も南徐州に統屬し、當該地域における州行政區分上の改編もひとまず收束することになる（『宋書』巻三五州郡志一南徐州刺史の條および南兗州刺史の條）。

(39) なお、夏前掲註（5）論文は、僑郡縣の僑官（郡太守・縣令）がその下の僑民を統御していたこと、そして僑民と兵戸とに關わりがあることについて夙に指摘している。
東晉時代、各州鎭の軍事力量となることの多かった僑民であるが、僑郡縣を通して支配される者たちの外、直接軍府に組み込まれ兵戸化する者たちもあったことは容易に推測される。

(40) 以後、南朝期を通じて、各地において無實土僑州郡縣の實土化が徐々に進められることになる。

(41) 安田前掲註（2）書、第Ⅲ編第九章「晉宋革命と雍州の僑民」（一九八三初出）、參照。

【附記】 本稿の地圖Ⅰおよび地圖Ⅱの作製にあたっては、東京大學大學院の新津健一郎氏のご協力を得た。ここに記して謝意を表します。

THE POLITICAL INTENTIONS OF LIU YU 劉裕 IN THE YIXI *TUDUAN* 義熙土斷 POLICY : ON THE ESTABLISHMENT OF THE *QIAO*-YUZHOU 僑豫州 AND *QIAO*-HUAINANJUN 僑淮南郡

OBI Takao

The so-called Yixi *Tuduan* 義熙土斷 was a policy conducted by Liu Yu 劉裕 (later Emperor Wu of the Song dynasty) in the ninth year of the Yixi 義熙 era (AD413), during the last stage of the Eastern Jin dynasty. As a large-scale *tuduan*, just before the Jin-Song revolution, the policy has previously attracted attention as an important measure related to strengthening the power base of Liu Yu. In this paper, I analyze the state of implementation of the Yixi *Tuduan* by exploring the contemporary meaning of the term *junjun* 軍郡 as a clue in analyzing its implementation across a wide area, and I reconsider the political intent behind Liu Yu's implementation of this measure through a consideration of its relationship with the *Zhouzhen* 州鎭, which were directly affected by the arrangement of political districts.

I first point out that *junjun* was a term that represented a *Qiao-jun* 僑郡 without substantial territory. In addition, since the *junjun* that appear in the Danyangjun 丹陽郡 area can not be identified after the Yixi *Tuduan*, I analyzed the cause of that absence. In the course of this analysis, I examine in detail the implementation of the Yixi *Tuduan* in influential areas of Yuzhou 豫州 *Dujiang* 督將, which is closely related to Danyangjun centering on Yuhu 于湖.

As a result of this examination, I reconfirmed that the *Qiao*-Yuzhou and *Qiao*-Huainanjun located in the area of Danyangjun were completely invested with substantial territory at this time, and I demonstrated that the Yixi *Tuduan* can be regarded as a measure to drastically reduce the power of the Yuzhou *Zhouzhen* on the basis of an analysis of the military authority in the region of Yuzhou *Dujiang* before and after the policy. Furthermore, in addition to confirming the political intent of Liu Yu, which lay behind the implementation of the Yixi *Tuduan* whose reorganization would be in a form that restrained the power the *Zhouzhen* of the old regime, I also clarified that it was a part of the reorganization promoted by Liu Yu from the Easten Jin regime to the Southern dynasty's military regime to suppress the power of the *Zhouzhen* and to strengthen the military capabilities of the center.